



## 妊婦健康診査費助成のお知らせ



「妊婦健康診査費助成券」を兵庫県内の医療機関や助産所(一部除く)に提出すると、14回120,000円を上限に助成します。

### 【助成券と補助券の内訳】

- 助成券 (5,000円×10枚、11,000円×2枚、14,000円×2枚)
- 補助券 (1,000円×20枚)

### 【助成券の使用方法】

1回の妊婦健康診査につき助成券は1枚のみ使用できます。

補助券は助成券1枚につき利用可。使用枚数に制限はありません。



### 【留意点】

- この助成券・補助券は**保険適用外**の費用が対象です。
- この助成券・補助券は、**神河町に住所を有する妊婦で、本人のみ使用でき再発行できません。**
- 助成券と補助券枚数分の合計金額を上回る場合は自己負担となり、下回った場合の差額分の返金はありません。
- 助成券・補助券は、本人以外使用できません。また、今回の妊娠に限り有効です。
- 補助券の使用時は、名前を記入してご使用ください。
- 県外医療機関等を受診した場合は、この助成券は使用できませんので、支払った妊婦健康診査費は下記の手続きによりご本人に払い戻しします。

《手続き方法》健康福祉課(神崎支庁舎)に、下記を用意してお越しください。

1. 領収書(原本)及び明細書
2. 未使用の助成券・補助券
3. 母子健康手帳
4. 助成券申請者名義の振込口座がわかる通帳等
5. 印鑑

### 【問い合わせ先】

神河町すくすく子育て家庭センター(健康福祉課)

電話 0790-32-2421 FAX 0790-31-2800